

令和3年第3回定例会

鳴沢村議会会議録

令和3年9月13日 開会

令和3年9月21日 閉会

鳴沢村議会

令和3年第3回鳴沢村議会定例会会議録

令和3年9月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 三浦 雄一郎 | 2番 渡辺 正人 |
| 3番 渡辺 宗司 | 4番 土屋 文明 |
| 5番 渡辺 次男 | 6番 小林 清一 |
| 7番 小林 昭一 | 8番 渡邊 明雄 |
| 9番 佐藤 博水 | 10番 三浦 直樹 |

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

報告第3号 令和2年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告
報告第4号 令和2年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報

告

- 認定第 1 号 令和 2 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 4 1 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）
- 同意第 7 号 鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件
- 同意第 8 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出
- 発議第 3 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
- 請願第 2 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 3 号 令和 2 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告
- 日程第 5 報告第 4 号 令和 2 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 2 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 4 1 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）

◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和3年第3回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和3年第3回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折、全員の出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年来猛威を振るう新型コロナウイルスであります。当村でのワクチン接種も順調に進み、65歳以上は9割以上、今月中には19歳から65歳までの8割以上が2回の接種を終えるようです。

関係各課、職員の皆様には感謝申し上げますとともに、今後予定されている18歳以下へのワクチン接種、また、未接種者へのワクチン推奨も進めていっていただきたいと思います。

昨日までで、山梨県のまん延防止等重点措置は解除となりましたが、これまでと変わらず感染防止に留意していきましょう。

最後に、今定例会の議案につきまして、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

なお、クールビズですので、上着の着用は自由とします。

開会 午後1時30分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和3年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（三浦直樹君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも本日はご苦労さまです。

令和3年度第3回鳴沢村議会定例会を開催したところ、議員さん全員の参会の下、開会できますこととお礼を申し上げさせていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックも、基本的には無観客で行われ、両競技とも、日本選手の活躍が放映や報じられ、会場では観戦できないものの国民を感動させてくれましたが、反面、新型コロナウイルスの感染者も急増し、山梨県でもまん延防止等重点措置が取られ、昨日解除されましたが、先ほど議長さんがおっしゃいましたように、ワクチン接種も進んでおり、コロナ収束が望まれるものであります。

それと、皆様のご協力により、富士河口湖町とパラリンピックのフランス、トライアスロンチームの事前合宿を誘致し、先月17日から8日間、河口湖湖畔を重点的に事前合宿が行われ、村の職員もお手伝いさせていただきました。その結果、金メダル1個、銅メダル1個、入賞者3人という好成績を収められ、ナースチームとしてはよかったと思っておりますが、我々誘致側では、このようなコロナ禍の中でも活動できず、1日オンラインで私、議長、教育長、また、河口湖も同じ体制でオンラインで歓迎会を1時間ばかりやっただけでした。それでもフランスチームは好成績、また、前からの歓迎がよかったこともあり、感謝していろいろの贈物をくれたようでございます。これからも、そういう海外との友好を深めたいと考えております。

コロナ問題ですが、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、まだまだ村でも感染者も出ております。そのような中で、昨年同様、村の行事等も中止や方法を変えて実施せざるをえない状況ですので、どうか皆さん方のご理解をお願いしたいと思っております。

今定例会では、報告2件、認定1件、補正予算1件、同意2件を提出予定であります。どの議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、また、台風シーズンが到来するわけですが、この鳴沢村では、災害、人災のない穏やかな村を願っております。そんなことを踏まえ、開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦雄一郎君、渡辺正人君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配付したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配付したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、7月12日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配付しておりますので、朗読を

省略いたします。

次に、議員派遣についてはお手元に配付したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、令和3年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてご報告させていただきます。

令和3年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月2日及び7日の午後3時から、議員控室において委員会を招集いたしました。両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月2日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より9月21日までの9日間とし、詳細は配付済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配付済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は9月7日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配付済みの案のとおり新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、9月7日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、7日正午までに通告が締め切られた4名4件の一般質問通

告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおり本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月7日午後3時40分より委員会を招集いたしました。委員全員と、会議事件説明のため福祉保健課長及び保健師、また、その他事項の説明のため教育長、教育課長、住民課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についての1件です。

同感染症につきましては、全国でデルタ株が猛威を振るっており、未だ終息の気配は見えません。現在本村では、村民体育館において、単独で新型コロナウイルスワクチンの接種が行われておりますが、これまでのワクチンの接種状況や今後の予定等について、福祉保健課長より説明を伺い、意見交換を行いました。

また、小学校及び保育所の新型コロナウイルス感染症対策等についても、教育委員会、住民課より説明を受け、意見交換を実施いたしました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

の報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

建設産業経済常任委員長（渡辺次男君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和3年第2回定例会において所管事務の調査について継続調査をする旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月2日午後3時40分より議員控室において委員会を招集いたしました。委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅リニューアルについての1件です。

会議では、道の駅リニューアル等の改善策に関して、6月25日に実施した指定管理者であるJA鳴沢村の職員や役場企画課との意見交換会で出された課題や、7月16日及び9月2日に開催された道の駅専門部会での協議事項等について委員長より報告を行い、その内容を基に意見交換を実施いたしました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第2回定例会において所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月20日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第45号案について、

追跡レポート誌面作成に向けての進捗状況確認案件の選定について、議会だよりモニターからの意見についての3件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第45号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月8月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、東京2020オリンピック聖火リレーの様子を表紙にし、メインの特集として、「2年間を振り返って」と題しまして、議員就任後半期を経過した各議員の皆さんに、これまでの取組、感想や今後の抱負、いま力を入れていることなどについて原稿を寄せてもらい掲載したほか、令和2年度に行われました一般質問について、その後の取組を追跡した追跡レポートを掲載いたしました。

また、今後の追跡レポート誌面の作成準備として、平成31年第1回定例会から令和2年第4回定例会の中で行われた8件の一般質問について、執行部へ再度進捗状況確認を依頼することや、議会モニターからの意見を反映したものを年間で総括して報告、紹介していくことなどを決定いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会

期は、本日から9月21日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 報告第3号 令和2年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第5 報告第4号 令和2年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長（三浦直樹君） 日程第4、報告第3号令和2年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第4号令和2年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 報告第3号令和2年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

令和2年度決算の財政健全化判断比率につきまして、実質赤字比率はマイナス12.99%となっており、早期健全化基準の15%と比較すると、これを下回っております。連結実質赤字比率はマイナス15.74%となっており、早期健全化基準の20%と比較すると、これを下回っております。実質公債費比率はマイナス2.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。将来負担比率は、マイナス321.6%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っております。

これら4つの指標のいずれか1つ以上が早期健全化基準を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられておりますが、村では全ての比率について基準を超えていないため、健全な財政運営が行われております。

参考までに、令和2年11月に公表された総務省の資料によると、平成31年度の実質公債費比率はマイナス2.1%で、全

国1, 741市区町村中第37位、県内では27市町村中第2位と良好な数値となっております。

続きまして、報告第4号令和2年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標であります。この比率が20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務付けられております。

鳴沢村水道事業会計については、実質的には簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率は算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の審査に付しその意見をつけて議会に報告することとなっております。この規定に基づき、去る8月26日、27日の2日間、監査委員による審査を行っていただきました結果、審査意見書の最下段にあるように、是正改善を要する事項としては、特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。また、算定の根拠として、お手元に資料を配布しましたので、ご覧いただきたいと思っております。

現在のところ、本村は健全な財政運営がされておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による経済不況をはじめ、村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払いながら財政運営を行ってまいります。

以上で、報告第3号及び第4号についての報告を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で、報告第3号及び第4号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第6 認定第1号 令和2年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（三浦直樹君） 日程第6、認定第1号令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る令和2年度の決算は、全ての会計の歳入総額36億6,173万670円、歳出総額34億1,409万751円となりました。

この歳入歳出の差引きである形式収支は2億4,763万9,919円、形式収支から令和3年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源693万2,000円を差し引いた実質収支は2億4,070万7,919円の黒字となりました。

詳細につきましては、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見極めた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと

思います。

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員小林昭一君。

監査委員（小林昭一君） 地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、令和3年8月26日及び27日に実施し審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条及び鳴沢村監査基準第14条第4項の規定に基づき意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び令和2年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書を併せて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

**◎日程第7 議案第41号 令和3年度鳴沢村一般会計補正
予算（第5号）**

議長（三浦直樹君） 日程第7、議案第41号令和3年度鳴沢村一

般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第41号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして新たに1,934万8,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を30億2,242万3,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業753万4,000円、総務行政諸費462万円、中小企業者等事業継続支援事業373万8,000円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金1,275万7,000円、前年度からの繰越金659万1,000円を見込んでおります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、総務行政諸費473万円を令和4年度へ繰越しできるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第41号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（三浦直樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月14日から20日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月14日から20日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月21日午後1時10分から再開いたします。本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月13日

議会議長

署名議員

署名議員

令和3年9月21日再開

1、出席議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 三浦 雄一郎 | 2番 渡辺 正人 |
| 3番 渡辺 宗司 | 4番 土屋 文明 |
| 5番 渡辺 次男 | 6番 小林 清一 |
| 7番 小林 昭一 | 8番 渡邊 明雄 |
| 9番 佐藤 博水 | 10番 三浦 直樹 |

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1号 令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第41号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)
日程第5 同意第7号 鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

- 日程第 6 同意第 8 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 日程第 7 発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出
- 日程第 8 発議第 3 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
- 日程第 9 請願第 2 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 1 0 一般質問
- 日程第 1 1 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後1時09分

議長（三浦直樹君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、上着の着用は自由とします。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺宗司君、土屋文明君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和3年第2回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 6月28日と9月16日に2回ございましたので、その報告をさせていただきます。

まず、令和3年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第2回定例会についての報告をさせていただきます。

6月28日午前10時より招集され、会議が行われました。議員18名と会議事件説明のために梶原先勝組合長をはじめ、事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が28日の1日間と決定されました。会議事件は6件で、内容といたしましては、補欠議員の議席の指定の件、会議録署名議員の指名の件、会期の決定の件、委員会の所属についての件であります。

議案第2号令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）についての件を報告させていただきます。

内容は、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,004万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億285万1,000円とすること。

次に、美化協議案第2号令和3年度美化協会計歳入歳出補正予算（第1号）についての件。

内容は、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ556万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,356万9,000円とすることです。

いずれも原案のとおり可決されました。

なお、会期中、全員協議会が開かれ、恩賜林組合庁舎の土地の件と3合目の駐車場の件及び砂防の件につきまして、事務局から説明がありました。

以上で第2回定例会についての報告を終了させていただきます。

続きまして、令和3年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第3回定例会についての報告をさせていただきます。

開催日時は9月16日、午前10時より招集され会議が行われました。出席者、議員18名と会議事件説明のために梶原先勝組合長をはじめ、事件説明のために執行部1名の出席がありました。

決定された事項、本会議においては会議事件は9件で、内容といたしましては、会議録署名議員の指名の件、次に会期の決定の件で、会期は16日の1日間と決定されました。

次に、議案第3号令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）についての報告をさせていただきます。

内容は、歳入歳出予算にそれぞれ44万円を追加し、予備費を44万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億285万1,000円とすること、これは弁護士委任に伴う報酬費用です。

次に、美化協議案第2号令和3年度美化協会計歳入歳出補正予算（第1号）についての報告をさせていただきます。

内容は、歳入歳出予算にそれぞれ556万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳出予算それぞれ1億285万1,000円とすること。

議案第4号令和2年度一般会計歳入歳出決算認定の件。

内容は、歳入総額1億3,611万3,000円、歳出総額9,606万5,000円で、実質収支は4,004万8,000円の黒字となりました。

監査報告で、恩賜林組合連合の特別会費が未払いになったこと及び職員の労災事故の未報告と不適切処置により労働基準監督署の指導を受けていること等、組合の事務処理体制に憂慮すべき点が認められたこと、今後は組合と構成町村で協議して組合事務の体制強化を検討していただくことの報告がありました。

次に、美化協議案第3号令和2年度美化協会計歳入歳出決算認定についての件。

内容は、歳入総額3,324万8,000円、歳出総額1,568万円で、実質収支は1,756万8,000円の黒字となりました。

監査報告で、新型コロナウイルス感染拡大防止をしっかりと行いながら営業活動の拡大及び雇用の確保に努めていただくよう報告がありました。

次に、日程第6で議長の辞職が提出され、副議長により追加日程で副議長の推薦による選挙が行われました。慣習、慣例により鳴沢地区の渡邊明雄が新議長に就任いたしました。

次に、副議長の辞職が提出され、慣習、慣例により船津地区の副議長の選挙が行われましたが、富士河口湖町の議員選挙が本日21日に告示されるため、その後の推薦による選挙となりました。

次に、組合長の任期満了に伴い組合長の選挙が行われました。慣習、慣例により小立地区の外川健司氏が当選されました。

なお、この本会議前に全員協議会が開催され、事務管理職員の退職により会計説明員不在のため会計説明を組合長が代行すること、会計管理者不在により恩賜林組合連合会の特別会費が未払いになったこと、なお、現在はこの支払いは完了していること、次に、不在会計管理者の任期が9月30日で切れるので、組合の会計支払い業務を鳴沢村の会計管理者が執行することの説明が梶原先勝組合長からありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了させていただきます。

議長（三浦直樹君） 河口湖南中学校組合議会、8番 渡邊明雄君。
8番（渡邊明雄君）

令和3年第2回河口湖南中学校組合議会定例会についてご報告いたします。

日時は、令和3年9月16日午後2時に招集されました。場所は、湖南中学校の会議室であります。

出席者は、組合長 渡辺喜久男富士河口湖町長、副組合長 小林 優村長、同じく梶原先勝氏をはじめ、執行部6名、組合議員15名、教育委員会5名、公平委員3名の出席がありました。

会議事件は8件で、議員の議席の指定の件、会議録署名議員の

指名の件、次に会期の決定についての件で、内容は16日の1日間と決定されました。

次に、副議長の選挙が行われ、慣習、慣例により鳴沢地区の小林清一氏が副議長に当選されました。

次に、承認第2号一般会計補正予算（第1号）専決処分の件で、内容は、英語教育改善プランの消耗品10万円の増額で、全額県の教育費委託金で歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,468万1,000円とすること。

次に、承認第1号令和2年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定の件で、内容は歳入総額3億593万4,000円、歳出総額3億543万4,000円で実質収支額50万円となったことで、適正であるとの監査報告がありました。

次、監査委員の選任が行われ、船津地区の小林賢治氏と大嵐地区の朝比奈誠氏が選任されました。

次に、教育委員会教育長の選任が行われ、大嵐地区の渡辺春雄氏が選任されました。

以上、8件いずれも原案のとおり可決されました。

以上で河口湖南中学校組合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 富士五湖広域行政事務組合議会、9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 令和3年第2回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和3年8月24日14時より招集され、議会運営委員会、議員協議会、本会議、本会議終了後に議会運営委員会、総務委員会、消防委員会の正副委員長互選が富士五湖広域行政事務組合議会室において行われました。

議員19名と、会議事件説明のために、代表理事 堀内 茂富

士吉田市長、理事 小林 優鳴沢村長をはじめ、ほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。会期は8月24日、1日間と決定されました。

会議事件は13件で、内容は、選任第3号議会運営委員の補欠選任については、3人の新人、富士吉田市渡辺貞治議員、戸田元議員、鳴沢村佐藤博水が選任されました。

選任第4号常任委員の補欠選任については、6人の新人、総務委員に富士吉田市桑原森雄議員、鳴沢村小林昭一議員が、消防委員に富士吉田市藤原栄作議員、渡辺貞治議員、戸田元議員、鳴沢村佐藤博水が選任されました。

次に、専決処分報告について。

報告第2号令和2年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算第3号について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,768万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,574万5,000円とするものです。

報告第3号令和2年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億116万8,000円とするものです。

報告第4号継続費繰越計算書について。

これは新庁舎建設事業の予算計上額10億4,248万8,000円のうち3,510万8,000円を繰り越すものです。

議案第10号令和2年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額28億254万5,586円、歳出総額28億42万1,174円、歳入歳出差引き残額212万4,412円とな

っております。

議案第11号令和2年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額1億116万9,086円、歳出総額9,916万615円で、歳入歳出差引き額は200万8,471円で、うち基金繰入額は200万円となります。

以上の議案は決算特別委員会に付託され、委員長よりそれぞれ原案のとおり認定すべきものと決した報告があり、認定されました。

議案第12号富士五湖広域行政事務組合職員定数条例の一部改正について。

多種多様な消防業務に対し職員数は必要最小限で余裕がなく、住民サービス充実を図るため、第3条2号中168人を180人に改めるものです。

議案第13号富士五湖広域行政事務組合条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例について。

縦書きの紙媒体である例規を効率向上の目的として、データベース化に伴い条例を左横書きに改め、用字、用語の統一整備のため本条例を制定するものであり、議案第12号、議案第13号は総務委員会に付託され、委員長より原案のとおり可決すべきものと決した報告があり、可決されました。

議案第14号財産の取得について。

新規配備のため、消防ポンプ車1式1台4,477万円で甲府市伊勢有限会社中村ポンプ工作所から買い入れるもので、可決されました。

議案第15号令和3年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,119万6,

000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,952万1,000円とするもので、内容は、今年度の人事異動に伴う人件費です。歳入は、分担金及び消防特別負担金を2,119万6,000円増額し、歳出については、消防総務費2,119万6,000円を増額するものであります。

この議案は決算特別委員会に付託され、委員長からそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した報告があり、可決されました。

選任第15号富士五湖広域行政事務組合議会運営委員の選任については、富士吉田市渡辺貞治議員、戸田 元議員、西桂町中村常実議員、忍野村渡辺隆三議員、山中湖村堀内康雄議員、富士河口湖町井出聰一議員、鳴沢村佐藤博水の7名が選任され、承認されました。

選任第6号富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の選任については、総務委員会委員に、富士吉田市桑原守雄議員、横山勇志議員、勝俣米治議員、西桂町中村常実議員、忍野村渡辺隆三議員、山中湖村堀内康雄議員、富士河口湖町井出聰一議員、倉沢鶴義議員、鳴沢村小林昭一議員。

消防委員会委員に、富士吉田市藤原栄作議員、渡辺貞治議員、戸田 元議員、太田利政議員、西桂町武藤英一議員、忍野村渡邊喜久一議員、山中湖村樋口重喜議員、富士河口湖町外川 満議員、堀内昭登議員、鳴沢村佐藤博水が選任され、承認されました。

開催終了後、議会運営委員会、総務委員会、消防委員会が開催され、それぞれ正副委員長の互選が行われ、消防委員会委員長に佐藤博水が選任されました。

その他につきましては、議員研修会研修実施について、コロナ禍の関係で例年時期を延ばし、1月中旬以降で富士山噴火、防

災に関する研修とし、関東地域での研修先を選出し実施することに決定しました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

**◎日程第3 認定第1号 令和2年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（三浦直樹君） 日程第3、認定第1号令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号令和2年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月13日及び14日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、また、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことに改めて感謝申し上げる次第であります。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のことと思います

ので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について、委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。したがって、認定第1号は、

原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第41号 令和3年度鳴沢村一般会計補正
予算(第5号)

議長(三浦直樹君) 日程第4、議案第41号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長(三浦雄一郎君) 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第41号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)の補正予算議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い本日開催し、付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長(三浦直樹君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について、委員長報告は可決であります。

議案第41号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦直樹君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第5 同意第7号 鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

議長(三浦直樹君) 日程第5、同意第7号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第7号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林茂樹氏が9月30日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして鳴沢村1756番地、三浦智子氏を選任したいと思っております。

ご存じのように人格高潔で、人事行政に関して識見を有し、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長(三浦直樹君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦直樹君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第8号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

議長(三浦直樹君) 日程第6、同意第8号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第8号鳴沢村農業委員会委員の任命に同

意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本年6月に鳴沢村農業委員会に1名の欠員が生じたことから、新たな委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める必要となるものです。

新たに委員として、鳴沢村4709番地3、小林 博氏を任命するものであります。農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ適任と認められますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (三浦直樹君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出

議長 (三浦直樹君) 日程第7、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。8番 渡邊明雄君。

8番 (渡邊明雄君) 発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症ですが、本年に入りワクチンの接種が全国的に開始されたものの、その勢いは衰えず、最近では働く世代や若者の間で急激に感染が広がっております。同感染症の拡大に伴い、全国で経済的・社会的に甚大な影響を及ぼしており、地方財政への影響も懸念されております。

このような状況を鑑み、今後も地方自治体が安定的な財政運営を行えるよう財源を確保・充実するため、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する

とされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している。この現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来国庫補助金等により対処すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改革により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とすること。負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改革により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創立または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 発議第3号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

議長(三浦直樹君) 日程第8、発議第3号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。2番 渡辺正人君。

2番(渡辺正人君) 発議第3号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員

定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場では、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するため、教材研究や授業準備の時間、子供たちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、教職員の働き方改革が少しずつ進められていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。

一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、教職員定数改善を進め、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。また、三位一体改革により義務教育費、国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、自治体間の教育格差が生じることも懸念されます。子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請であります。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振替ではなく教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員の定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

4、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小

学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

議長（三浦直樹君） 日程第9、請願第2号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件について、既に同一趣旨の発議第3号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第10 一般質問

議長（三浦直樹君） 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺正人君からの、「大規模停電時における水道水供給について」の質問を許します。2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 私からの質問ですけれども、大規模停電時における水道水の供給についてということで、昨今、世界的な気候変動を原因とする台風などにより、大規模停電が各地で発生しています。2019年に発生した台風15号で千葉県に大規模停電が起こりましたが、このような大規模停電が鳴沢村にいつ起こっても不思議ではありません。そして、停電が長期化した場合、水道水供給について懸念があります。

現在管理している水源地からの水道水供給について、鳴沢地区

は、主に三本松水源とドウコンダシ水源から供給し、大田和地区は、主に大持水源と前原水源から供給しています。どの水源地も水中ポンプにより地下水をくみ上げているため、停電時はポンプが停止して、水の供給は貯水池の水がなくなれば供給できなくなります。これまでの振興課からの説明では、三本松水源には非常用電源システムを設置していますということで、停電時の水道水供給は可能であり、非常時には三本松水源の給水管の途中から切り回しを行い、大田和地区へ供給するとのことでした。

しかし、実際には全ての住宅に水が流れるのか、また、水圧がどの程度落ちるのかシミュレーションができていないため、非常に不安であります。富士山周辺で地下水を飲料水として利用している自治体や企業、また別荘など、停電に対して同様のリスクがあると考えています。

そんな中で、静岡県のある自治体では、水道施設に簡単に発電機に切替えができる制御盤をつけて災害に備えているそうです。常時発電機を置く必要がないため、イニシャルコストを抑えることができます。

例えば大持水源にも同様の設備をつけて設置しておけば、大田和地区への供給も心配がなくなるのではないのでしょうか。村長のお考えをお伺いいたします。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺正人議員の質問にお答えしますが、簡易水道施設にたけております振興課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 渡辺正人議員の質問にお答えいたします。

長期間にわたる大規模停電発生時には、直ちに平常時のような各家庭への給水を行うことは現実的には不可能であると考えて

います。給水車等による水の配布のほか、時間を制限しながら切り回しによりエリアを分けて給水を行い、その後、電力復旧の状況を確認しながら給水範囲を広げていくことになろうかと思えます。

水道施設への電源の切替えができる制御盤の設置につきましては、昨年度振興課内で長期停電時の可搬式発電機の導入という観点から検討した経過がございます。質問にもありましたように、施設の分電盤を切替え式とし、発電機等の外部電源を利用することが可能となるようにするものです。今後も引き続き検討していきますが、災害発生時に施設に見合う高出力の発電機、運搬車両、レッカー等が確保できるか確実性がないこと、また、発電機設置・接続に係る電気主任技術者が確保できるかなど課題は多くあります。

なお、平成27年に三本松水源に導入した非常用発電機は取り外しが可能となっており、三本松水源に停電が発生せず安定的に稼働できている場合に、ほかの施設に移設することも可能ですが、運搬車両、レッカー等及び発電機の設置・接続に係る電気主任技術者の確保について具体的な実現性のある計画を定めておくことが必要かと思えます。

現在の鳴沢村の水道施設のうち青木ヶ原水源については、くみ上げた水を紅葉台まで上げ、焼間方面に流下させており、その構造から施設の維持管理費や電気料が多くかかっております。また、水圧の関係上、大田和地区の大持配水地から高所に位置する大砂配水地に送水する必要があるなど、効率的でない箇所があります。

そういった村全体の施設の在り方について、制御盤などを含めた災害を想定した検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、渡辺正人議員の質問に対する答弁とさせていただきます

す。

議長（三浦直樹君） 2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 先ほど振興課長からお話があったように、電源を緊急時に確保できるかというお話は私も聞いていたんですが、今、建設業の関係では、やっぱり150kVAとかそのぐらいの電源を常時持っているリース会社がたくさんありまして、ほとんどが全国チェーンになると。ですから、鳴沢村というか富士吉田近辺で起きたとして、もし電源がなくなったとしても、ほかの長野県とか神奈川県とか、そういったところに全部当たってくれてというふうになるそうです。ですから、またその辺はそういうリース会社と契約するなりしていただければいいかなと思います。

それから、今月に入って山梨県でも東海地震置き換え想定に関する会議が始まったというふうに報道されておりますけれども、火山灰が風向きによってこちらに来ますけれども、麓付近では降灰量50センチと予想されております。この場合、電柱の碍子に火山灰が積もって雨で固まってしまうと、火山灰が通電、導電性を持ってショートして停電するというリスクがあるそうです。こういう事態も想定していかなきゃいけないかなというふうに思います。

停電が長期化した場合でも、安定した水道供給ができるように備えをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（三浦直樹君） 以上で渡辺正人君の一般質問を終わります。

次に、「コロナ禍の災害発生時における感染予防に対応する避難所について」の質問を許します。4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） コロナ禍における災害発生時の感染予防に配慮した避難所をどのように検討、対応しているかの質問であります。

コロナ禍はまだまだ長引いています。しかし、災害はいつ起こるか分からず、コロナ禍でも災害時の準備は欠かせない状況です。

本年より大雨などの災害時には、自治体より発信する被害情報基準が変更になりました。特に基準値レベル4では、全員避難といった「避難指示」になりました。このことは既に周知がされていると思います。郡内では先月の8月18日の豪雨時に、富士河口湖町、富士吉田市が避難指示を発信しました。

しかし、実際には避難者は僅かでした。「過去に災害がない」とか、「まだ大丈夫」だけでなく、コロナ禍で「避難所で密になりたくない」といった、コロナ禍ならではの利用に対する阻害要因があったと思われます。

そこで、コロナ禍に限り、感染予防対策を徹底して安心安全の取組をした「家族単位の個室避難所」の設置に向けて観光協会と協定を図り、当村内の民宿、旅館などの宿泊施設の皆さんからご協力をいただいて実現する考えはあるかをお尋ねします。

なお、併せて本対策は、コロナ禍で苦慮されている観光業の皆さんの支援も同時に行えるものと思料いたします。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員の一般質問に答弁するわけですが、災害対策の担当であります総務課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 土屋文明議員からのコロナ禍の災害発生時における感染予防に対応する避難所についての質問にお答えいたします。

自然災害には大地震によるもの、台風等の大雨による土砂災害がありますが、本村では、避難者がより多くなると想定される

地震による想定避難者数を基に避難所備蓄計画を策定しております。山梨県消防防災課で作成しました山梨県東海地震被害想定調査報告書によると、鳴沢村の住居に引き続き住むことが困難な住居制約者は459名であることから、本村の想定避難者数を460人としまして、避難所の収容定員及び備蓄品の数量を計画的に整備しております。

鳴沢村では、コロナ禍以前より過去の災害対応を教訓にプライバシーに配慮したパーティションを避難所に整備するなど、避難所の生活環境に配慮した整備を進めてまいりました。パーティションの数については、住居制約者460名を基に指定避難所の収容定員に応じて、備蓄食料品をはじめ、パーティション、段ボールベッド、毛布、自動ラップ式トイレなどの避難所備品を整備しております。このうち、パーティション、段ボールベッド、自動ラップ式トイレについては、コロナ禍に対応するようプライバシーの配慮や感染症対策として令和2年度に整備を完了しました。

鳴沢村においては、指定避難所で想定避難者数を収容することができるため、ご質問にありました村内の民宿、旅館などの宿泊施設を活用するための協定の締結は考えておりませんが、想定を超えた避難者が発生した場合や観光客、帰宅困難者の支援については、状況に応じて判断したいと考えております。

以上で土屋文明議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 今ご説明いただきました、大地震の場合460名程度であるというお話ですが、先般、避難所のパーティションというのは先週の議会の中で回答いただきまして、現在125セット設備をしていると。現在村内の避難所というのは、鳴沢小学校から村民体育館まで7つの会場があるというふうに

聞いております。その中で、先週のお話の中で避難所のパーティションは、125セットのうち鳴沢小学校で50セット、大田和公民館で75セット、これは私の聞き違いか分からないんですが、避難所用段ボールベッドがそれぞれ100、150、30、30、30というふうな240ぐらいになるんですかね、聞いております。

今、課長の答弁の中でありました、将来的にこれがキャパを超えてしまった場合は、次のことも当然考えなきゃいけないという言葉をお伺いしたので、ほっとしております。

今回このような質問が何で出たかといいましたら、今年の令和2年6月22日にお隣の行政機関、富士河口湖町と河口湖の観光協会さん10団体、河口湖観光協会から小立観光協会、大石観光協会、北河口湖観光協会、富士山国際観光協会、勝山観光協会、奥河口湖観光協会、西湖観光協会、精進湖観光協会、本栖湖観光協会の10団体と、新型コロナウイルス感染症対策期間中における民間施設の避難所使用要請という協定が結ばれたプレスリリース発表がありました。このときの条件の中では、当然そういう状況になった場合は、この施設と町が協同して費用負担、一例だけ申し上げれば、当該施設の使用料は1泊当たり1人2,500円を基準として町と観光協会のほうで話し合っていて進めていくと。

あとは食事におくと余分な発生した経費については、あるいはそのために修繕費がかさむ場合があるという場合はそれもやるんだということも書いてありましたので、将来的にコロナ禍が長引いていくとあって、非常に大きい災害が来た場合のこともあってお尋ねいたしました。

いずれにしても、一つ増えた場合のことも検討いただいているということなので、その実現に向けてまたご検討くださるよう

お願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 先ほど土屋議員のほうから、昨年度令和2年度はパーティションを125個用意しているということで、ちょっと数字が合わないかなと思われているかと思いますがけれども、従前からパーティションのほうは105個、既にありまして、それで昨年125購入しまして、それでトータルで230個あります。

ですから、460人の避難者想定に対して2名で1組というような、プライバシーを確保するためにそのようなことで整備を行っております。内訳につきましては、小学校の体育館が50セット、大田和公民館で15、鳴沢村総合センターで51、山道ホールが15、フジエポックホールで24、鳴沢村民体育館が75、合計230。このように、令和2年度で整備を完了したというようなことになっています。

それから、先ほど隣町のことになりますが、観光連盟と災害協定を結んで、そのような不測の事態に備えているというようなことがありまして、こちらのほうでも一応事務局のほうと確認をし合ったところ、避難者の調整については観光連盟のほうで行っていただいて、町の職員は災害対策本部を運営しなければなりませんのでそちらのほうには手が出せなくて、あくまでも観光連盟のほうで手配等行っていると、そのようなことを確認しております。

また、県内では、このような協定を結んでいるところは2自治体ございまして、もう一つは都留市がそのような協定を結んでいるようですが、都留市は観光のまちではなくてホテル等が少なく、これは市のほうで直接宿泊施設と協力できないかとい

うようなことを打診して、それに応じたホテルが9施設あるよう
であります。このときにも全ての方が対象ではなくて、妊娠
中の方、生後1年未満の乳児を養育する方、身体障害者手帳1
級、2級を保有する方とその介護者1名、このように誰でもい
けるといようなことではなく、対象者を絞ってこのような不
測の事態に備えている、このようなことであります。

鳴沢村でもこのような不測の事態が生じた場合には、そのとき
に各施設のほうに連携、調整等を取って対応したいと考えてお
ります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） ベッド数のこと、私のほうも分かっていなく
て失礼しました。それだけのキャパがあれば一つ安心だと思
います。

先般、国土強靱化地域計画を拝見させていただきました。これは
県内各地域のほうでは大分出ている地域もあるようです。

ただ、観光地の中で一つは、観光客が災害のときにどういう状
況で観光協会、あるいは施設がやっているかというのが幾つか
確認しておりますので、将来的にはその部分も含めてご対応い
ただいたほうがよろしいかなと思います。

以上です。

議長（三浦直樹君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「家庭の防災対策の推進について」の質問を許します。

7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 家庭の防災対策の推進についてお伺いたし
ます。

近年は地球規模による異常気象が顕著に見られるようになりま
した。東日本大震災から10年が過ぎ、防災意識が薄れている

ような感じが否めません。コロナ禍で各地域、各教育現場での訓練等が思うようにできない現状です。

家庭では、一体どのぐらいの内容で防災の意識があるのかが懸念されます。このような時期だからこそ、家庭での防災計画の推進を行ってはいかがでしょうか。自助、共助、公助と言われておりますが、住民の意識が薄く、何かあったら役場で何とかしてくれる、県で何とか助けてくれるという考えに傾いているような気がします。

このような時期だからこそ、自助の力を養うべきだと思います。子供たちを含め家族間での自らの防災計画をまとめ、それをまとめた施策を考えてみてはいかがでしょうか。家庭内に防災計画を意識の向上を図るためのものであります。

村の防災計画にも役立つと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員からの家庭の防災対策の推進についてという質問にお答えさせていただきます。

日本は、その地理的要因から過去より各地で大規模な災害に見舞われております。平成23年の東日本大震災をはじめ、近年も熊本地震や大阪北部地震、胆振東部地震などが発生し多くの貴い命が失われております。

また、首都圏直下地震や南海トラフ地震など一度発生すれば甚大な人的・経済的な被害が予想される巨大地震の発生も懸念されております。特に南海トラフ地震においては、マグニチュード8から9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率が70から80%とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されております。

鳴沢村は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が

生ずるおそれがあるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策を推進する必要がある南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されてもおります。村では、南海トラフ地震防災対策推進地域として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対し必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する地震防災対策の推進を図ることを目的とした南海トラフ地震防災対策推進計画を策定し、この計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を令和元年度から実施しております。

行政としては、大規模災害の発生により役場機能が低下する中であっても、迅速に災害対応を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、住民の生命・身体及び財産を保護し、住民生活への影響を最小限にするよう、可能な限り早期に通常業務を復旧することを目的とした鳴沢村業務継続計画を策定し、防災訓練等により計画の検証を行い、継続的に改善を行っています。

しかしながら、大規模災害発生時には、職員のみでは十分な災害対応が取れない場合も起こり得ます。このようなときには、現在4名おられる防災士の方々にもご協力を仰ぐとともに、住民一人一人による災害への備えが重要であります。

コロナ禍の中で、集団での訓練は自粛中で、小林昭一議員が指摘された家庭での防災計画は非常に重要であり、家庭内においても災害や万が一の事故が起こった際の対応方針を改めて計画しておく必要があります。家族継続計画で考えるべきことは、優先順位から、第一に自分と家族の生命を守ること、第二に被害を最小にすること、そして、第三にできるだけ早く元の生活ができるようにすることです。さらに、それぞれについて、災

害や事故が起こる前に準備しておくことと、実際に災害や事故に遭遇した場合の対処方法とに分けて考える必要があります。

村では、防災知識の普及及び教育として、役場職員や小学生を対象とした防災出前教室を令和元年度より防災担当が実施しております。こうした防災出前教室を通じ、それぞれの立場において防災について考えるきっかけとしていただくとともに、この出前教室で培った知識を各家庭に持ち帰り、各家庭の状況に合ったそれぞれの家庭の防災計画を作成し、災害への備えを行っていただきたいと考えておりますので、各立場で啓蒙活動をお願いいたしまして、小林昭一議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 執行部のほうも大変ご苦労いただいているようで、出前教室も行っているということで防災意識の啓蒙活動ありがとうございます。

家庭での防災計画、防災意識の向上のためにということもあるんですけども、その内容の一つの施策として子供向けの防災ビデオがあったり、あとは家庭での防災グッズも100円ショップでも結構売っているところもあります。なかなか自分の自宅の食器戸棚等の倒れ防止をつけている方が村内でどのぐらいいらっしゃるかということも懸念があるんですけども、恥ずかしながら防災の研修を受けるときに改めて自分のところを見直したところ、漏れがあったりしたところで、そういう倒れ防止、地震に対しての食器戸棚の食器が落ちてこないような対策とか、家庭でできることが本当にたくさんあるなということがありました。

今家族の一員であるペットなんかもそうですけれども、困ったときには助けてくれるなんて思うと、やっぱり自分の家族の一

員であるペットについてもそうだと思うし、各家庭での子供たちの食物アレルギーへの対応等もあると思うので、やはり村長がおっしゃるように、家庭での防災計画大変だと思うんですが、考えていただきながら推進していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三浦直樹君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「獣害対策の超音波発信器設置について」の質問を許します。3番 渡辺宗司君。

3番（渡辺宗司君） 私からの質問ですが、獣害対策の超音波発信器設置についてであります。鳴沢村では、村の北側と南側にシカ、イノシシなどが村内に侵入しないよう広域的に獣害対策として防護柵が設置してあります。北側は、西湖、河口湖に抜ける道路がないため、シカ、イノシシの侵入はほとんどないように思われます。南側は、富士山方面に通ずる道路が15か所あり、防護柵と交差する道路から村内にシカ、イノシシが自由に侵入できます。その防護柵と道路が交差する箇所超音波発信器を設置することにより、害獣の侵入を防げると思います。

農作物や人的被害をなくすために、超音波発信器の設置について村長の考えを伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺宗司議員の防護対策についての質問ですが、担当課長であります振興課長より答弁させていただきます。

議長（三浦直樹君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 渡辺宗司議員の質問にお答えいたします。

茅つけ林道沿いには、中山間地域総合整備事業により平成19年から獣害防護柵約8キロメートルを設置しました。設置後は一定の侵入防止効果はあったものの、質問にもありますように、村道との交差箇所15か所は開口部となっております。そこか

らの侵入は防ぐことができておりません。その対策として、平成21年度に超音波を利用した装置を数か所に設置しましたが、侵入してしまう個体があったこと、近隣住民から音に対する苦情があったこと、電気料、修繕料等の運用経費がかさむことから、平成29年度に撤去した経緯がございます。

また、茅つけ林道沿いではありませんが、平成30年度に春日神社横水路の開口部に地震の周波数を利用した装置を2基設置し、検証を行いました。しかし、侵入してくる個体もあり、開発業者に確認したところ、少数ではあるが装置に関係なく侵入してくる個体もあるとのことでした。

このように、音波等を利用した装置は効果について個体差があり、侵入を防止できるものではないこと、また、一般的に音波等に対する慣れが生じ、効果が永続するものではないと言われており、村内でこのような機器を利用している例においても同様に効果が永続していないようです。このことから、村としては、音波等による侵入防止装置の採用は今後も予定しておりません。

なお、本年度に村道703号線にて拡幅工事を予定していますが、獣害防護柵の開口部15か所に含まれる箇所であるため、シカやイノシシなどの2本爪の動物侵入防止のために開発されたグレーチングを設置予定となっております。このグレーチングは、群馬県の環境新技術導入促進事業に採択された製品で、侵入防止の効果が高く、全国的に導入が進んでいる製品です。令和元年には村農業委員会で、既に設置してあります三重県津市にて現地研修を実施し、効果を確認しており、農業委員から村内においても設置するべきとの意見をいただいております。今回村道703号線に設置後は赤外線カメラによる効果検証を行っていきたいと考えております。

以上については、いわゆる公助としての取組となりますが、村では電柵設置に対する補助金制度もありますので、自助の取組として積極的に活用していただきたいと思います。

以上で渡辺宗司議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 3番 渡辺宗司君。

3番（渡辺宗司君） 害獣については、小さいものから大きなものまで個体によって周波数が、嫌いな周波数というんですか、それが異なるというのは調べて分かっていますけれども、シカ、イノシシなどの大きな害獣に効果のある周波数の超音波発信器を設置したらどうか何て思うんですけれども、将来的には東西に走る国道139号、県道鳴沢富士河口湖線などの道路まで防護柵を延ばし、そこに超音波発信器を設置してもらいたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で渡辺宗司君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦直樹君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（三浦直樹君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和3年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月21日

議会議長

署名議員

署名議員